

ID: 96

担当部署: 健康福祉部 健康増進課

処分の概要	使用料又は手数料の減免		
例規名 根拠条項	真岡市休日夜間急患診療所の設置及び管理条例 第9条		
例規番号	平成30年条例第44号		
【基準】 第9条の規定による。 (使用料又は手数料の減免) 第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日